

第 71 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 26 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用62,140円に係る債権	回収不能のため
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用65,270円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用859,630円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用86,792円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用14,614円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用43,365円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用146,153円に係る債権	同 上

#### 提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。